

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」

——債権法改正過程から見たもの——

長谷川 貞 之

(目次)

- 一 問題の所在
- 二 役務提供契約と債権法改正
 - 1 債権法改正の概要
 - 2 法制審議会民法部会における論点の整理と絞り込み
 - 3 法典編纂の基本的視座と役務提供契約に関する規律の在り方
- 三 債権法改正過程から見た委任の任意解除と「受任者の利益」
 - 1 債権法改正における委任の任意解除

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」(長谷川)

六七(二〇三)

- 2 民法改正検討委員会の基本方針と委任の任意解除
 - (1) 役務提供型契約に関する一般規定の創設
 - (2) 委任の任意解除に関する規律の定立
 - (3) 準委任に関する規定の見直し
- 3 法制審議会民法部会の立法提案と委任の任意解除
 - (1) 役務提供契約に関する審議と中間論点整理
 - (2) 中間試案と委任の任意解除
 - (3) 要綱仮案・要綱案と「受任者の利益」
 - (4) 改正法六五一条の制定公布と委任者の任意解除権
- 四 改正法六五一条と「受任者の利益」をも目的とする委任の任意解除
 - 1 改正法六五一条の意義
 - 2 改正法六五一条の法意と解除できない委任
 - (1) 従前の判例法理の命題
 - (2) 主要学説と「受任者の利益」概念
 - (3) 解除できない委任と「受任者の利益」
 - 3 「受任者の利益」と損害賠償の要否
- 五 残された課題と議論の方向性
 - 1 やむことを得ざる事由の考慮要素
 - 2 特定商取引法における中途解約、損害賠償額の上限制制との関係
 - 3 金銭的損害賠償と補償

六 結び

一 問題の所在

現代社会では、民法典制定時に想定されていなかった役務・サービスの提供を内容とする多種多様な契約があり、役務提供契約の重要性が高まっている。役務提供の主体・客体・提供される役務・サービスの内容は様々であつて、役務提供に属する契約には実に多種多様なものがある。役務提供契約とは、こうした役務・サービスを提供することを内容とする契約である。⁽¹⁾ このような多種多様な役務提供契約に対して、民法典の規律はこれらの一部を雇用・請負・委任・寄託といった抽象的概念でもつて規定するにすぎず、このいずれにも該当しないものも少なくない。それらの多くは準委任（民法六五六条）として処理され、伝統的には委任の規律に服するものとされてきた。⁽²⁾

しかし、これら広く役務提供契約とされるものについて、無造作に委任の規定が準用されるとすると、当事者の一方からの自由な解除権の行使が認められるとか（改正前民法六五一条一項、改正法六五一条一項）、当事者の一方に厳格な注意義務が課せられる（民法六四四条）など、必ずしも適切とはいえない法律関係を生じさせることになる。⁽³⁾ また、準委任にも分類されず、無名契約と扱われる役務提供契約については、そもそも適用される任意規定がないことになり、当事者間の法律関係は当該契約の解釈によつて導くしかないという事態も生じうる。⁽⁴⁾

このような役務・サービスを取り巻く状況に鑑み、近時の債権法改正においては、「新しい役務・サービスの給付を目的とする契約への対応の必要性」と「役務提供に関する既存の典型契約の機能分担の見直し」という観点から、役務提供に属する典型契約のあり方についてどのように考えるか、また、どのような点に留意して見直すべきかという検討課題が示されている。⁽⁵⁾

委任の任意解除を定めた改正前民法六五一条についていえば、従来、判例は、委任が「受任者の利益」をも目的とする場合において、委任者は原則として同条に基づき解除をすることができないが、「やむを得ない事由」がある場合^⑥、または、やむを得ない事情がなくとも、「委任者が解除権自体を放棄したものと解されない事情」がある場合^⑦には、同条に基づき解除をすることができるとしている。さらに、「信託関係を破壊する特段の事情」がある場合^⑧には、委任の解除が可能であるとしてきた^⑨。しかし、このような判例法理の解釈や評価をめぐっては様々な見解が主張されている^⑩。そのため、今次の債権法改正においては、その規律を明確にする必要があることから、委任が受任者の利益をも目的としている場合の委任者の任意解除権に関する規定を新たに設けるかどうかなど、更に検討することが求められた^⑪。その結果、後述するように、今次の債権法改正において法制審議会の民法部会を中心に検討が加えられ、国会の審議を経て、新たに改正法六五一条が成立した。同法は、従来の判例法理を踏まえながらも、「受任者の利益」をも目的とする委任契約の解除について、解除権自体の存否ではなく、損害賠償の可否の問題として処理することを規定した(改正法六五一条二項二号)^⑫。これは、従前の判例法理との関係で一体どのような意味をもつのか、改正前民法六五一条の下に展開された判例法理はどのように生かされるのかなど問題点は多く、論点は多岐にわたる^⑬。

委任の解除をめぐっては、筆者はこれまで、その規範構造を民法典の編纂時に遡り検討し^⑭、また、判例法理の条文化と半強行法規性という観点から、改正法六五一条が判例・学説に与える影響につき検討を加えた^⑮。一方、強行法・任意法という観点から、法改正後の委任の任意解除権(改正法六五一条)を請負契約における契約不適合責任・解除とともに取り上げて検討を加えてきた^⑯。そして、契約の終了という観点から、委任契約の解除に対する制約原理を探求し、改正法六五一条の意義と契約解除の解除に関する通則を定めた改正法五四一条の補充的適用との関係を論じた^⑰。

本稿は、こうした筆者のこれまでの研究成果を踏まえ、委任の解除をめぐる問題のうち、改正法六五一条の出来上がるまでを、債権法改正に現われた部会資料や議事録などの各種資料を手掛かりにその痕跡を辿りながら、同条の立法趣旨（同条一項）を明らかにし、「受益者の利益」をも目的とする委任の任意解除（同条二項二号）の可否について考察するものである⁽¹⁸⁾。

本稿では、まず、今次の債権法改正において示される委任などの役務提供契約に関する問題点、および検討課題を取り上げる（一）。次に、今次の債権法改正により新たに制定公布された改正法六五一条について、債権法改正に現われた部会資料や議事録などの各種資料を手掛かりにその痕跡を辿りながら、同条の立法趣旨を明らかにする（三）。このような作業を経ることで、これまでの研究に対する資料的典拠が示され、論証が与えられることになる。そのうえで、「受任者の利益」をも目的とする委任の解除と改正法六五一条との関係につき、従前の判例法理、主要学説と「受任者の利益」概念などを検討し、同条の下でも解除できない委任が存在すること、および、受任者側における契約継続の利益の内容・程度に応じた検討の必要性を説き、そのための類型的考察の視点を提示する（四）。今日、委任が準委任を含み広範かつ多種多様な役務・サービスの給付を対象とすることを考えると、単に「受益者の利益」といっただけでは何ら問題の解決にはならないことは明らかである。そして、本稿は、最後に、改正法六五一条の適用範囲を考えるうえではこれまで判例・学説が漠然と理解してきた「受益者の利益」概念の解明が必要不可欠であり、これが重要な問題を提起するものであることを指摘し、残された課題と議論の方向性を明らかにする（五）。

二 役務提供契約と債権法改正

1 債権法改正の概要

本題に入る前に、今回の民法典における債権関係の改正の流れと経緯を、以下、簡単に振り返っておきたい。

今次の債権法改正に関する作業は、平成二十二年一月から五年以上にわたって開催された法制審議会民法（債権関係）部会（以下、「民法部会」という）における審議を中心に行われ、¹⁹改正項目も二〇〇を超える大規模なものであった。²⁰民法部会における審議は、これに先行して組織された学者中心の共同研究グループである民法（債権法）改正検討委員会（以下、「民法改正検討委員会」という）での議論を踏まえたもので、平成二十二年一月二十八日、法務大臣が法制審議会に対して行った諮問（第一八八号）から始まる。²²

法務大臣の諮問は、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化の対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」²³というものであった。

諮問された見直しの対象は、民法のうち契約を中心とする債権関係の規定である。「債権関係の規定」という文意で、第三編債権だけでなく第一編総則の法律行為や消滅時効等の検討対象に含まれることが示されており、また、「契約に関する規定を中心に」という文意で、第三編のうちでも不法行為等の法定債権は主たる検討対象ではないことが示されている。また、諮問では、見直しを行う観点として、社会・経済の変化の対応と国民一般への分かりやすさ、という二つが掲げられている。民法典の財産編が制定された明治二十九年から既に一一〇余年が経過しており、前

者は、この間の社会・経済の変化への対応を図ろうという趣旨である。後者は、民法制定以来一一〇年余りの間に条文の外に形成された判例法理を明文化するとか、不明確な規定の見直しを行うことが想定されるものであった。

この諮問を受けて、法制審議会は、平成二十一年一月、新たな専門部会として債権法改正に関する民法部会を設置することを決定した。法制審議会総会において審議を終了するのは平成二十七年二月であるが、民法部会の設置から審議終了までの間、民法部会では九九回の部会と一八回の分科会がそれぞれ開催されている。この間に、民法部会は、平成二三年四月一二日開催の第二六回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下、「中間論点整理」という）を決定し、これをパブリック・コメントに付した。また、民法部会は、各界から寄せられた意見を踏まえ、引き続き審議をした結果、平成二五年二月二六日開催の第七一回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という）を決定し、これを二回目のパブリック・コメントに付した。そして、平成二六年八月二六日開催の第九六回会議において、民法部会は、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、「要綱仮案」という）を取りまとめ（ただし「定型約款」の箇所を留保した）、これを同年九月八日に公表し、さらに、平成二七年二月一〇日開催の第九九回会議で「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（以下、「要綱案」という）を決定した。この要綱案が、同年二月二四日開催の法制審議会総会において、最後に遅れて策定された定款に関する条項とともに正式に「民法（債権関係）の改正に関する要綱」（以下、「要綱」という）として採択され、民法部会での審議は終了した。

この後、法務省は、法制審議会において採択された要綱に基づき「民法の一部を改正する法律案」（以下、「法律案」という）を作成し、これが内閣の閣議決定を経て、平成二十七年三月三十一日、内閣より第一八九回通常国会に提出され

た。この法律案は、衆議院の先議に付され、衆議院における審査、衆参両院の実質的審議を経て、平成二九年五月二六日、第一九三回通常国会において可決成立し、²⁴同年六月二日に公布された（法律第四四号。以下、「改正法」という）。公布された改正法の施行日は、平成三二年（二〇二〇年）四月一日が予定されている。

2 法制審議会民法部会における論点の整理と絞り込み

委任などの役務提供契約に関する民法部会の審議は、平成二二年一〇月一九日開催の第一六回会議より始まる。²⁵この会議において、鎌田薫部会長の司会のもとに、法務省の笠井朋明関係官より部会資料に基づき説明が行われ、役務提供契約に関する問題点の指摘と検討課題が示された。²⁶部会資料によると、現代社会においては、サービスの給付を目的とする契約が量的に増大するとともに、新しいサービスを目的とする契約が現れるなど、役務の給付を目的とする契約の重要性が高まっているが、これら今日見られる新しい役務提供型契約には民法が想定していないものも多く、民法はこれらの契約に対して必ずしも適切な規律を提示することができていないこと、また、役務提供型に属する既存の典型契約についても、例えば、請負のうち仕事が物と結びついていない類型のものについては請負から切り離して委任または準委任と統合すべきであるなど、これらの契約相互間の機能分担を見直す必要があることが指摘された。これに続き、民法部会に対し、「新しい役務・サービスの給付を目的とする契約への対応の必要性」と「役務提供に関する既存の典型契約の機能分担の見直し」という観点から、役務提供型に属する典型契約のあり方についてどのように考えるか、また、どのような点に留意して見直すべきか、という検討課題が示された。²⁷

この問題提起と検討課題を出発点として、民法部会では役務提供に関する債権法改正の審議が始まった。しかし、

この後の民法部会における審議は、後述するように、役務提供契約に関する一般規定の創設が断念されるなど、いくつかの紆余曲折があり、当初の検討課題からはかなり後退したものとなった。

3 法典編纂の基本的視座と役務提供型契約に関する規律の在り方

今次の債権法改正において、委任などの役務提供契約に関する論点は実に多岐にわたり、民法部会の審議にも紆余曲折があった²⁸⁾。役務提供に関する審議状況を概観すると、民法部会では、①審議の当初から、通常の典型契約よりもやや抽象度の高い、しかし、双務契約や有償契約よりも具体的な、いわば中二階に位置する契約類型を設けるかどうかが俎上に挙げられ、役務提供型契約の一般的規定の創設が検討された(中間論点整理第四七)。また、準委任に代わる役務提供型契約の受け皿規定の定立も論点として掲げられた(中間論点整理第五〇)。しかし、中間試案の段階で、役務提供型契約に関する一般規定を置くことは断念され、準委任の規定(民法六五六条)の整備によるという提案がなされた(中間試案第四一六)。その提案も、中間試案の公表以降見送られ、結局、改正法に盛り込まれることはなかった。また、②準委任に代わる役務提供型契約の受け皿規定の定立についても、役務提供型契約に関する一般規定の創設が断念されたことにより、その後見送りとなった。③委任のサブ類型として、仲立契約や媒介契約などの個別具体的な新種の契約に関する規定を設けるかどうかについて、中間論点整理では検討課題とされたが(中間論点整理第四九一六)、中間試案の段階で検討対象から除外された²⁹⁾。④役務提供契約に関連して、継続的契約についても中間試案で立法提案が示されたが(中間試案第三四)、その後の審議において条文化は見送られている。結局、役務提供契約に関しては、寄託契約の中で混合契約および預貯金契約についての規定(改正法六六五条の二、六六六条の三)のみを新

設するにとどまった⁽³⁰⁾。

今日の委任は、事務処理の委託である準委任を含み、広範かつ多種多様な給付・サービスの給付を内容としている。そのため、他の役務提供契約との役割分担、規定相互間の機能的な適用を促すためにも、役務提供契約に関してある程度の類型化と規律の定立は必要であった。改正前の民法は、抽象的な要件から構成された原則志向型ルールを中心とする一方で、基本原則や事例志向型ルールを回避し、定義については原則としてこれを設けない方針をとっていた⁽³¹⁾。これにより、規律されるべき事案が、比較的少ない条文数で、かつ、幅広く補足されることが期待された。換言すれば、改正前民法は、規範の抽象性とそのような規範しか定めないという自制によって、判例の展開を促してきたともいえる。

これに対し、今次の債権法改正においては、民法における法的カテゴリーに積極的評価を与えるのか、それとも民法の起草に際して採用された伝統的な考え（定義種別引例当ニ渉ルモノハ之ヲ柵除ス⁽³²⁾）を承継するのかという基本的対立があったとの指摘がある⁽³³⁾。このような法典編纂に関する基本方針の対立は、役務提供型契約に関する一般規定の定立や準委任の規定の見直しについても影響を与えないではおかない。各契約類型の特質を強調すると規定が硬直的または複雑になり、他方、平準化しすぎると各契約類型における具体的妥当性が低下する。また、規定や概念を抽象化すると射程は広くなるが、規定内容の明確性が低下する。逆に、具体化すれば、規定内容の明確性は高まるが、射程は狭くなるという問題が生じる。準委任を含み、広範かつ多種多様な役務・サービスを内容とする委任契約においては、民法で規定すべき規律の対象とは何か、規律や概念をどの程度、抽象的ないし一般的なものとするかという点が重要であるから、法典編纂の基本方針は大きな意味をもつといえる⁽³⁴⁾。

三 債権法改正過程から見た委任の任意解除と「受益者の利益」

1 債権法改正における委任の任意解除

委任の任意解除を定めた改正法六五一条の立法過程を振り返って見ると、先に指摘したように、今次の債権法改正においては中間試案の公表をもって一つの方向性ないし流れができたように思われる。そこで、以下では、債権法改正に現われた部会資料や議事録などの各種資料を手掛かりに、改正法六五一条の成立に至るまでを、検討項目ごとにかつ、時系列に即して見て行くことにしよう。

2 民法改正検討委員会の基本方針と委任の任意解除

(1) 役務提供型契約に関する一般規定の創設

法制審議会民法部会での審議に先行して組織された民法改正検討委員会は、平成二二年五月、「債権法改正の基本方針」(以下、「基本方針」という)を公表し、その中で、民法典に規定されている役務提供に関する既存の典型契約に加えて、新たに役務提供契約という契約類型の創設を提案した³⁵⁾。

基本方針は、まず、役務提供契約を、「当事者の一方(役務提供者)が相手方(役務受領者)から報酬を受けて、または、報酬を受けないで、役務を提供する義務を負う契約である」(3:28:01)と定義する³⁶⁾。そのうえで、この役務提供契約に関する規定は、「この法律その他の法令に別段の定めがある場合を除き、請負、委任、寄託、雇用その他すべての役務提供契約に適用される」(3:28:03)とし、報酬請求、終了に関する詳細な規定を配置するものとした³⁷⁾。

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」(長谷川)

基本方針の企図するところは、役務提供型契約に関する一般規定を創設するとともに、請負および準委任の定義の整理により、役務提供に関する既存の典型契約に該当しない他の役務提供契約の受け皿として準委任を用いる現在の構成を否定し、新設される役務提供契約を役務提供契約の受け皿規定として活用するという斬新なものである⁽³⁸⁾。

基本方針によると、役務提供契約の規律に関しては、委任や請負などの役務提供型契約に関する一般規定の創設と既存の典型契約に該当しない役務提供型契約の受け皿規定の二つが構想され、立法化に向けた提案がなされた⁽³⁹⁾。また、請負および準委任の定義が整理され⁽⁴⁰⁾、成果物の引渡しを観念できない純粹な無形損害(例えば、運送契約)は請負に含まれず、役務提供契約の規定によって規律されること、法律行為でない事務の委託のうち、第三者との間での事務の委託以外のもの(例えば、在学契約や医療契約)は準委任に含まれず⁽⁴¹⁾、役務提供契約の規定が適用されることが示された。

役務提供契約の解除について見れば、役務受領者は、役務が完了する前であれば、何時でも契約を解除することができる⁽⁴²⁾とし、その場合、役務提供者は解除によって生じた損害の一定額を賠償請求することができる⁽⁴³⁾とされた⁽⁴⁴⁾。役務提供者については、有償と無償との場合を区別し、有償の役務提供契約の場合には、役務提供者の任意解除権を否定する甲案と、やむを得ない事由があるときに解除を認める乙案とが、それぞれ併記して示された。無償の役務提供契約の場合には、役務提供者は一定の場合を除いて、何時でも契約を解除できるものとされた⁽⁴⁵⁾。

○基本方針【3.2.8.10】（役務受領者の任意解除権）

〈1〉 役務提供者がその役務の提供を完成しない間は、役務受領者は、いつでも契約の解除をすることができる。

〈2〉 〈1〉の場合において、役務提供者は、解除によって生じた損害の賠償として、次の各号に掲げる額を請求することができる。

〈ア〉 成果完成型の役務提供契約においては、約定の報酬から解除によって支出を免れた費用「自己の債務を免れることによって得た利益」を控除した額

〈イ〉 履行割合型の役務提供契約においては、既に行った役務提供の履行の割合に応じた報酬およびその中に含まれていない費用

*上記〈2〉の〈イ〉については、役務提供が、役務受領者の利益のみならず、役務提供者の利益をも図るものである場合には、役務受領者が解除するにつき正当な事由がないときは、〈2〉〈イ〉で定める額を超える賠償が認められることがあるとの見解もある。

○基本方針【3.2.8.11】（役務提供者の任意解除権）

〈1〉 有償役務提供契約における任意解除権

〔甲案〕 有償役務提供契約については、役務提供者の任意解除権は定めない。

〔乙案〕 役務提供者が報酬を受ける場合であっても、役務提供者は、やむを得ない事由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

〈2〉 無償役務提供契約における任意解除権

役務提供者は、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、役務受領者に不利な時期に解除がなされ、かつ、その解除が当事者の信義に反すると認められるときは、役務提供者は、契約の解除によって役務受領者が被った損害を賠償しなければならぬ。

(2) 委任の任意解除に関する規律の定立

一方、委任契約の各当事者における任意解除権については、基本方針は、改正前民法六五一条の考え方を基本的に維持しつつ、従前の判例法理の展開を踏まえて、次のような提案を行っている。

まず、委任者および受益者のそれぞれに任意解除権が認められるとしたうえで〔3:210:15〕〈1〉、解除が相手方の不利な時期になされたときは、やむを得ない事由があるときを除き、それによって相手方が被った損害を賠償しなければならぬとした〔3:210:15〕〈2〉。また、委任の利益が受任者またはその相手方などの第三者にある場合には、やむを得ない事由があるときを除き、委任者は委任を解除することができないとした〔3:210:15〕〈3〉。そして、委任が、委任者の利益のみならず、受任者の利益をも図る場合において、委任者が委任の解除をしたときは、委任者に正当な事由がある場合を除いて、解除によって相手方が被った損害を賠償しなければならないとした〔3:210:15〕〈4〉。ここでは、受任者の利益をも目的とする委任契約の解除が解除権自体の存否ではなく、損害賠償の可否の問題として処理されるものとされている。基本方針は、効果の点から判例法理の類型化を図り、要件の整序を行ったと思われるが、受任者の利益は準委任を含めて考えるならば、広範かつ多種多様であり、受任者の利益を図る委任のす

べての場合に、これが妥当する規律であるのかどうかは、後述するように、さらに検討を要するといえよう。ただ、その点を一先ず置くとしても、今次の債権法改正において制定公布された改正法六五一条は、条文の規定振りを見る限り、基本方針で示された考え方を基本的に受け継いでおり、同条の規定の源流はこの基本方針にあったといえることができる。

○基本方針【3.2.110.15】（委任の任意解除権）

〈1〉 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

〈2〉 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、この解除によって相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

〈3〉 委任が、もっぱら受任者または第三者の利益を図るものである場合には、委任者は委任を解除することができない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

〈4〉 委任が、委任者の利益のみならず、受任者の利益をも図るものである場合において、委任者が委任の解除をしたときは、この解除によって相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、委任者が解除するにつき正当の事由があったときは、この限りでない。

（3） 準委任に関する規定の見直し

準委任については、基本方針は、準委任を受任者が委任者に代わって対外的な事務（法律行為でないもの）を処理す

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」（長谷川）

ることを委託する場合に限定すべきであるとし、この場合には委任の規定が準用されるとした〔3.2.10.02〕。準委任についてこのような限定が入ると、法律行為でない事務の委託のうち、第三者との間での事務の委託以外のもの（例えば、在学契約や医療契約など）は準委任に含まれないことになる。この点、基本方針では、準委任の範囲から外れる契約について、別途、規定を設ける必要があったことから、前述の役務提供型契約の一般規定を用意し、これに対応すべきものとしたといえる。基本方針によると、準委任の見直しやその守備範囲の限定は、それ自体独立した論点ではなく、役務提供型契約の一般規定の創設と連携する形で構想されたものであることに、我々は留意する必要があるといえよう。

○基本方針〔3.2.10.02〕（準委任の定義）

本章の規定は、当事者の一方（委任者）がその相手方（受任者）に対し、第三者との間で法律行為でない事務を行うことを委託する場合についても準用する。

3 法制審議会民法部会の立法提案と委任の任意解除

(1) 役務提供契約に関する審議と中間論点整理

ア. 役務提供契約の一般規定（総論）に関する規律

(a) 役務提供型契約の一般的規定（総論）の創設

前述したように、役務提供契約に関する民法部会の審議は、平成三二年一〇月一九日開催の第一六回会議より始

まった。この会議において、笠井関係官より、役務提供型の典型契約の全体的な在り方、新しいサービスの給付を目的とする契約への対応の必要性などの問題提起と検討課題が示された。これに続いて、民法部会では、役務提供に関する既存の典型契約（雇用、請負、委任、寄託）に関する総論についての審議が行われた。

民法部会は、これまでの検討を踏まえて、平成二三年五月一〇日、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（中間論点整理）を公表し、これをパブリック・コメントの手續に付した⁽⁴²⁾。この中間論点整理の中で、新たな典型契約の要否、役務提供型契約の規定の編成の在り方など、役務提供型契約に関する規定の全体的な在り方について、また、役務提供に関する既存の典型契約に該当しない役務提供契約について適用される規定群を新たに設けることの要否について、更に検討することの意見が求められた。

○中間論点整理 第四七「役務提供型の典型契約（雇用、請負、委任、寄託）総論」

「一方の当事者が他方の当事者に対して役務を提供することを内容とする典型契約には、民法上、雇用、請負、委任及び寄託があるとされている。しかし、今日の社会においては新しい役務・サービスの給付を目的とするものが現れており、役務提供型に属する既存の典型契約の規定によつてはこれらの契約に十分に対応できないのではないかとの問題も提起されている。このような問題に対応するため、役務提供型に属する新たな典型契約を設ける考え方や、役務提供型の契約に適用される総則的な規定を設ける考え方が示されている（第五〇参照）ほか、このような考え方を採用する場合には、これに伴って既存の各典型契約に関する規定の適用範囲の見直しが必要になることもあり得る（第四八、一、第四九、五参照）。

役務提供型の典型契約全体に関して、事業者が消費者に対してサービスを提供する契約や、個人が自ら有償で役務を提供する契約など、当事者の属性等によっては当事者間の交渉力等が対等ではない場合があり、交渉力等において劣る方の当事者の利益を害することのないように配慮する必要があるとの問題意識や、いずれの典型契約に該当するかが不明瞭な契約があり、各典型契約の意義を分かりやすく明確にすべきであるとの問題意識が示されている。これらの問題意識なども踏まえ、各典型契約に関する後記第四八以下の論点との関連にも留意しつつ、新たな典型契約の要否、役務提供型の規定の編成の在り方など、役務提供型の典型契約の全体的な在り方について、更に検討してはどうか。」

○中間論点整理 第五〇、一「新たな受皿規定の要否」

「役務提供型に属する典型契約として、民法には、雇用、請負、委任及び寄託が規定されているが、現代社会における種々のサービスの給付を目的とする契約の中には、これらのいずれかに性質決定することが困難なものが多くとされている。これらについては、無名契約や混合契約などとして処理されるほか、準委任の規定（民法六五六条）が言わば受皿としての役割を果たしてきたとされているが、同条において準用される委任の規定内容は、種々の役務提供型契約に適用されるものとして必ずしも妥当でないとの指摘がある。また、既存の役務提供型の典型契約の中にも、適用範囲の見直しが提案されているものがある（第四八、一、第四九、五）。これらを踏まえ、既存の典型契約に該当しない役務提供型の契約について適用される規定群を新たに設けることの要否について、請負の規定が適用される範囲（第四八、一）や、準委任に関する規定が適用される範囲（第四九、五）との関係などにも留意しながら、更に検討してはどうか。」

その場合の規定の内容として、例えば、後記二から七までのように、役務提供者及び役務受領者の義務の内容、役務提供者が報酬を請求するための要件、任意解除権の有無等が問題になると考えられるが、これらについて、取引の実態に対する影響や、役務受領者の立場が弱い場合と役務提供者の立場が弱い場合とを一律に扱うことは適当でないとの指摘などにも留意しながら、更に検討してはどうか。」

(b) 役務提供契約の解除に関する規律

新たに創設される役務提供契約の解除に関する規律に関しては、民法部会は、準委任に代わる役務提供型契約の新たな受け皿規定を設けるとした場合に、役務受領者および役務提供者による任意解除権を認めるかどうか、とりわけ役務受領者による任意解除権について、役務受領者を長期間にわたり役務提供型契約に拘束することの妥当性、任意解除権の理論的な根拠、役務提供者が不測の損害を受ける恐れ、役務提供者が弱い立場にある場合の役務受領者による優越的地位を利用した解除権の濫用などにも留意しながら、更に検討することの意見を求めた。ここでは、前述の民法改正検討委員会の基本方針が示す立法提案〔3.2.8.10〕、〔3.2.8.11〕との関連性はとくに示されていないが、これが当然の前提とされているような論点の立て方である。

○中間論点整理 第五〇、五「任意解除権に関する規律」

「準委任に代わる役務提供型の新たな受け皿規定を設けるとした場合に、役務受領者による任意解除権を認めるかどうかについて、役務受領者を長期間にわたり役務提供型契約に拘束することの妥当性、任意解除権の理論的な根

扱、役務提供者が不測の損害を受けるおそれ、役務提供者が弱い立場にある場合の役務受領者による優越的地位を利用した解除権濫用のおそれなどにも留意しながら、更に検討してはどうか。

また、役務提供者による任意解除権を認めるかどうかについても、役務提供者を長期間役務提供に拘束することの妥当性などに留意しながら、更に検討してはどうか。

任意解除権を認める場合には、これを行使した者の損害賠償義務の存否及び範囲について、注文者による請負の任意解除(第四八、六)などとの整合性にも留意しながら、更に検討してはどうか。」

(c) 役務提供契約に関する規定の編成方針

民法部会における当初の審議では、役務提供型契約に関する規定の編成方針について特段の方向性といったものは示されていなかった。しかし、中間論点整理の段階で、民法部会は、準委任に代わる役務提供型契約の新たな受け皿規定を設けるとした場合に、①適用対象が限定された新たな典型契約として設ける方式、②より抽象度の高い独立の典型契約とする方式、または、③役務提供型の既存の典型契約を包摂する総則的規定を置き、これを既存の典型契約に該当しない役務提供型契約にも適用する方式があることを示し、この三方式について、既存の典型契約との関係、雇用類似の役務提供型契約の扱いなどに留意しながら、更に検討することの意見を求めた。

○中間論点整理 第五〇、八「役務提供型契約に関する規定の編成方式」

「雇用、請負、委任又は寄託に該当しない役務提供型の契約に適用されるものとして、準委任に代わる役務提供

型の新たな受皿規定を設ける場合には、その受皿規定を適用対象が限定された新たな典型契約として設ける方式や、より抽象度の高い独立の典型契約とする方式、役務提供型の既存の典型契約を包摂する総則的規定を置き、これを既存の典型契約に該当しない役務提供型契約にも適用する方式があり得るが、これらの編成の方式については、規定の具体的な内容、既存の典型契約との関係、雇用類似の役務提供型契約の扱いなどに留意しながら、更に検討してはどうか。」

イ. 委任の任意解除に関する規律、準委任の規定の見直し

以上のように、中間論点整理では、役務提供型契約に関して、すべての契約を対象とする一般規定の創設を企図するとともに、併せて準委任に代わる役務提供型契約の新たな受け皿規定を設ける場合とその編成の方式が議題として取り上げられたが、委任の任意解除、および準委任の規定の見直しについては、それと連携するような形で、論点整理が行われた。

まず、中間論点整理では、「受任者の利益」をも目的とする委任について、従前の判例法理の展開を踏まえ、その規律を明確にするために、委任者の任意解除権に関する規定を新たに設けるかどうか、更に検討することの意見が求められた。その場合の具体的な規律の内容として、委任が受任者の利益をも目的とする場合には、委任者は契約を解除することができるが、解除によって受任者が被った損害を賠償しなければならないこととし、専ら受任者または第三者の利益を目的とする場合には、やむを得ない場合を除き、任意解除権を行使できないとする考え方が示された。また、有償委任においては、当事者が任意解除権を放棄したと認められる事情がある場合には、当該当事者は任意解

除権を行使することができないこととし、無償委任においては、解除権の放棄は書面をもってする必要があるとする考え方が示された。これらは、前述の民法改正検討委員会が基本方針で示した考え方〔3.2.8.10〕、〔3.2.8.11〕⁽⁴³⁾とほぼ同じであり、これを踏襲するものといつてよい。⁽⁴⁴⁾

次に、準委任については、中間論点整理では、準委任に代わる役務提供型契約の受け皿的な規定を設けることを前提に、準委任を第三者との間で法律行為でない事務を行うことを目的とするものに限定する考え方の当否につき、更に検討することの意見が求められた。

○中間論点整理 第四九、四(一) 委任契約の任意解除権 (民法六五一条)

「委任契約の任意解除権 (民法六五一条) 判例は、委任が受任者の利益をも目的とする場合には委任者は原則として民法第六五一条に基づく解除をすることができないが、やむを得ない事由がある場合及び委任者が解除権自体を放棄したものと解されない事情がある場合には、同条に基づく解除をすることができるとしている。しかし、このような判例法理の解釈や評価をめぐっては様々な見解が主張されていることから、規律を明確にするため、委任が受任者の利益をも目的としている場合の委任者の任意解除権に関する規定を新たに設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。その場合の具体的な規定内容として、①委任が委任者の利益だけでなく受任者の利益をも目的とする場合には、委任者は契約を解除することができるが、解除によって受任者が被った損害を賠償しなければならぬこととし、専ら受任者又は第三者の利益を目的とする場合にはやむを得ない場合を除き任意解除権を行使できないとする考え方、②有償委任においては、当事者が任意解除権を放棄したと認められる事情がある場合に

は、当該当事者は任意解除権を行使することができないこととし、無償委任においては、解除権の放棄は書面をもってする必要があるとする考え方があがるが、これらの考え方の当否について、更に検討してはどうか。」

○中間論点整理 第四九、五 準委任（民法六五六条）

「準委任には、種々の役務提供型契約が含まれるとされているが、その規定内容はこれらに適用されるものとして必ずしも妥当なものではなく、これらの役務提供型契約の全てを準委任に包摂するのは適当でないとの指摘もある。そこで、役務提供型契約の受皿的な規定（後記第五〇、一）等を設ける場合に、例えば、準委任の意義（適用範囲）を「第三者との間で法律行為でない事務を行うことを目的とするもの」とする考え方があがるが、このような考え方に対しては、その内容が明瞭でないとの指摘や、第三者にサービスを提供する契約と当事者にサービスを提供する契約とが異なる典型契約に該当するのは不均衡であるとの指摘もある。そこで、準委任を「第三者との間で法律行為でない事務を行うことを目的とするもの」とする考え方の当否について、準委任に代わる役務提供型契約の受皿規定を設ける場合のその規定内容との整合性にも留意しながら、更に検討してはどうか。また、準委任について準用すべき委任の規定の範囲についても、検討してはどうか。」

（2） 中間試案と委任の任意解除

ア．概要

民法部会における審議は、前述の中間論点整理とこれに対して寄せられた各界からの意見等を踏まえて、第二ステージの審議に入った。役務提供型契約については、平成二四年九月一八日開催の民法部会第五七回会議で審議された。⁴⁵⁾

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」（長谷川）

同会議では、まず、【部会資料46】第三「役務提供型の典型契約（雇用、請負、委任、寄託）総論」に基づき、民法制定当時想定されていなかった新たなサービス内容を内容とする契約が増加していることなどを踏まえて、役務提供を目的とする契約については、雇用・請負・委任または寄託に該当しないものを対象とし、報酬に関する規定などを設けるという考え方が取り上げられている。また、これに続いて、【部会資料47】第一「準委任に代わる役務提供型契約の受皿規定」に基づき、準委任に代わる役務提供型の新たな受皿規定を設けた場合に、具体的にどのような規定を設けることが必要であるか検討を要するとして、役務提供者や役務受領者の義務に関する規律など七つの項目が挙げられた。⁴⁶⁾

民法部会における審議は、これらの資料を見る限り、新たな役務提供型契約の出現への対応として、既存の役務提供に関する典型契約以外に、新たな契約類型を設ける必要があるかどうか、また、役務提供型に属する既存の典型契約についても、例えば請負のうち仕事が物と結びついていない類型のものについては、請負から切り離して委任または準委任と結合すべきであるなど、これらの相互の機能分担を見直す必要があるかどうかを中心に、検討が加えられたことを窺い知ることができる。役務提供契約の解除については、前述の中間論点整理（第五〇、五）に沿いながら、役務提供受領者と役務提供者について任意解除権の規定を整理し、解除をした場合の損害賠償について規定を設けるというもので、よりきめ細やかな規定を設ける方向での議論が行われたといえる。⁴⁷⁾

○【部会資料47】 第一、四「役務提供契約の解除に関する規律」

(1) 役務受領者による解除

役務受領者による解除については、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 役務受領者は、いつでも、契約の解除をすることができるものとする。

【乙案】 役務受領者による解除について、以下の規定を設けるものとする。

ア 役務受領者は、やむを得ない事由があるときは、契約を解除することができる。

イ 期間の定めのない役務提供契約においては、役務受領者は、いつでも契約を解除することができる。

(2) 役務提供者による解除

ア 役務提供者は、やむを得ない事由があるときは、契約を解除することができる旨の規定を設けるものとしてはどうか。

イ 期間の定めのない役務提供契約においては、役務提供者は、いつでも契約を解除することができる旨の規定を設けるものとしてはどうか。

ウ 無償の役務提供契約においては、役務提供者は、いつでも契約を解除することができる旨の規定を設けるものとしてはどうか。

(3) 解除をした者の損害賠償

役務提供契約の当事者が上記(1)又は(2)に基づいて契約の解除をしたときは、相手方に対し、解除がされたことによって相手方に生じた損害を賠償する義務を負う旨の規定を設けるものとしてはどうか。」

○【部会資料47】 第一、六「その他の規定の要否」

「役務提供契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる旨の規定を設けると
いう考え方があり得るが、どのように考えるか。」

○【部会資料47】 第一、七「役務提供型契約に関する規定の編成方式」

「役務提供型の典型契約に関する規定の配置の方法については、次のような考え方があり得るが、どのように考
えるか。」

【甲案】 雇用、請負、委任、寄託及び役務提供契約に関する規定を並列して配置するものとする。

【乙案】 役務提供契約に関する規定を役務提供型の契約に共通して適用される規定と位置づけ、雇用、請負、
委任及び寄託に関する部分には、役務提供契約に関する規定を修正する規定や、役務提供契約に関する規定
が扱っていない事項に関する規定のみを置くものとする。

ところが、右の中間論点整理に対して寄せられた各界からの意見等は、役務提供型の既存の典型契約（雇用、請負、
委任、寄託）を包摂する一般的な総則規定を置き、これを既存の典型契約に該当しない役務提供型契約にも適用する
ことについて賛成する意見はごく僅かで、慎重な検討を求める意見や反対する意見が多数を占めた。⁴⁸ 役務提供の主
体、客体、提供する役務の内容などは多様であり、役務提供型の契約は様々であること、役務提供型契約とされるも
のには役務・サービスを提供する当事者間に情報や交渉力などの点で格差があることなどから、このような契約につ
いてその共通則を抽出し、これを一般的な総則規定をもって一律に規律することは極めて困難であるというのが、そ

の主たる理由であった。

このような事情もあつて、民法部会は、その後、役務提供型契約に共通する一般規定の創設を断念し、また、準委任に代わる役務提供契約の新たな受け皿規定についても定立を見送った⁴⁹。しかし、その一方で、民法部会は、次に述べるように、中間試案の段階において、これらの構想に代わり得るものとして準委任の規定を維持したうえで、これに役務提供型契約の解除に関する規律を新たに設け、既存の典型契約相互の振分けと受け皿規定としての役割を担わせる提案しており、以後、焦点は、この点を中心に審議が行われることになった⁵⁰。

イ. 中間試案の決定と委任の任意解除

民法部会は、各界から寄せられた意見等を踏まえ、引き続き検討を行った結果、平成二五年二月二六日開催の第七一回会議で中間試案を決定し、二回目のパブリック・コメントに付すことにした⁵¹。中間試案では、委任の解除や任意解除権に関する規律は、改正前民法五六一条の体裁と規律を基本的に維持するものとし、民法部会は同条一項の改正を見送った。また、無償と有償の区別がなされることもなかった。ただ、同条二項で、「受任者の利益」をも目的とする委任の場合であつても、委任者により任意解除されうることを明文で規定したうえで、損害賠償を要求しつつ、やむを得ない事由があれば賠償する必要がないとした⁵²。これは一見したところ、従前の判例法理を踏襲し、それを簡潔に明文化しようとするものであるが、基本的な考え方は前述の民法改正検討委員会が基本方針の中で示した立法提案【3.2.8.10】【3.2.8.11】に従うものである。ここでもまた、判例法理の命題は損害賠償の問題として処理されること
が明らかとなった。

○中間試案 第四一、五(一)

「委任が受任者の利益をも目的とするものである場合(その利益が専ら報酬を得ることによるものである場合を除く。)において、委任者が同条第一項による委任の解除をしたときは、委任者は、受任者の損害を賠償しなければならぬものとする。ただし、やむを得ない事由があつたときはこの限りでないものとする。」

ウ・受け皿としての準委任の規定の見直し

前述したように、民法部会は、新種の契約を含む役務提供型契約に共通する一般規定の創設を断念し、準委任に代わる役務提供契約の新たな受け皿規定の定立を見送つたが、中間試案の段階において、これらの提案に代わり得るものとして準委任の規定を維持したうえで、これに役務提供契約の解除に関する規律を新たに設け、既存の典型契約相互の振分けと受け皿規定としての役割を担わせる提案を行った⁵³⁾。

○中間試案 第四一、六(1)(2) ア・イ・ウ 準委任(民法六五六条関係)

(1) 民法第六五六条の規律を維持した上で、次のように付け加えるものとする。

法律行為でない事務の委託であつて、「受任者の選択に当たつて、知識、経験、技能その他の当該受任者の属性が主要な考慮要素になつて」と認められるもの以外のもの」については、前記一(自己執行義務)、民法第六五一条、第六五三条(委任者が破産手続開始の決定を受けた場合に関する部分を除く。)を準用しないものとする。

(2) 上記(1)の準委任の終了について、次の規定を設けるものとする。

ア 当事者が準委任の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。
この場合において、準委任契約は、解約の申入れの日から「二週間」を経過することによって終了する。

イ 当事者が準委任の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

ウ 無償の準委任においては、受任者は、いつでも契約の解除をすることができる。

(注) 民法第六五六条の現状を維持するという考え方がある。

この中間試案において示された民法部会の立法提案は、これまで準委任と扱われていたもののうち、委任の規定をすべて準用するのが適切と考えられる類型については引き続きこれを維持する一方、委任の規定を全面的に準用するのが適当でないと考えられる類型を抽出し、これらについて一部の規律の準用を否定すべきであるとする方針を建て、そのうえで、委任の規定を全面的に準用するのが適当でないと考えられる類型を切り分ける基準、当該類型において準用が排除される規定、および、当該類型の契約の終了に関して規律するというものである。

立法提案に即して、以下、その内容を具体的に見ておこう。中間試案四一、六によれば、準委任は、①ブランケット条項の形を採りながら、「受任者の選択に当たって、知識、経験、技能その他の当該受任者の属性が主要な考慮要素になっていると認められるもの」と、②それ以外のものに区別され、①の解除については委任の規定（改正前民法六五一条による各当事者の任意解除権を認める）を準用する（四一、六（一））。②で有償の準委任の終了については雇用と

同じ規律（各当事者とも期間の定めのない場合は解約の申入れから二週間の経過により契約が終了し、やむを得ない事由がある場合には即時解除ができる。雇用に関する改正前民法六二七条一項、六二八条参照）を適用するものとした（四一、六（二）のAおよびイ）。また、無償の準委任については、受任者に対する契約の拘束力を緩和し、受任者はいつでも契約を解除することができるとする特則を設けるものとした（四一、六（二）ウ）。途中で終了した場合の具体的な報酬請求権の存否については、請負・委任・雇用・寄託の各契約において、履行割合型と成果完成型に分け、報酬請求権の規律を設けることが提案された。

この立法提案に対して寄せられた各界の意見等は、多種多様な役務提供契約を上記の基準で二分し規律することに ついて、反対する意見や懐疑的な意見が多数を占めた⁵⁴。その理由とするところは、中間試案のブラケットのような限定を加えることは概念の不明確さを招く結果となること、多種多様な準委任契約について信頼関係に基づくか否かの区別は非常に困難なこと、信頼関係を有するか否かといった契約類型ごとに分類することは、今後増加して行くであろう役務提供型の受け皿の役割を担い続けざるを得ない準委任に紛争類型別処理を持ち込み、厄介な問題を抱え込むことになる、などの点にあった。

中間試案の公表後、準委任に関する規定の見直しについては、民法部会で引き続き検討が行われたが、成案をみるまでには至らなかった⁵⁵。従ってまた、その余の論点についても、議論は十分深められることなく、終結することになった。その後まとめられた要綱仮案においては、次に見るように、準委任について改正前民法の規定（民法六五六条）をそのまま維持するものとし、⁵⁶これが改正法にも受け継がれる形となった。

(3) 要綱仮案・要綱案と「受任者の利益」

中間試案の公表後、民法部会の審議は最終段階に入った(いわゆる第三ステージ)。委任に関しては、さらに論点の絞り込みが行われた結果、要綱仮案でまとめられる段階では、三項目のみが取り上げられたにすぎなかった。⁵⁷⁾ 中間試案では六項目が検討事項として取り上げられていたから、半数にまで絞られたことになる。民法部会の審議では、受任者に自己執行義務を認めるかどうか、報酬に関する規律をどのように規律するか、そして、委任契約の任意解除権(改正前民法六五一条)を従前の判例法理に即して整理統合し、どのように分かりやすく規律するかということが議論された。この三項目以外に、委任者の死亡による委任の終了と委任事務の継続、受任者の忠実義務などは、重要な論点であり、本来検討すべき項目と思われたが、すべて見送られることになった。

委任の解除と任意解除権に関して見れば、中間試案が公表されて以降の立法提案の推移は、以下に示す通りである。まず、要綱仮案の立場を見ておこう。要綱仮案は、中間試案が示した立場に沿って、従前の判例法理を規律として明文化した。要綱仮案によると、報酬を得ることによる利益は「受任者の利益」に含まれないことを明記するとともに、受任者の利益をも目的とする委任契約であっても任意解除権の行使を認め、ただ、それにより生じる受任者の不利益は損害賠償で填補されることを明らかにした。

なお、民法部会は、要綱仮案の「取りまとめに向けた検討」から「たたき台」に至るまでは、委任を解除した者が相手方に対して賠償しななければならない損害の範囲を「相手方の損害」と規定していた。⁵⁸⁾ しかし、相手方に不利な時期に委任を解除した場合の損害は、解除の時期が不利であることから生ずる損害のみを指し、解除自体から生ずる損害を含まないと解されること、また、受任者の利益をも目的とする委任を解除した場合の損害は、委任契約が解除さ

れなければ受任者が得たと認められる利益（委任事務の処理によって受任者が得られる利益）から、受任者が債務を免れることによつて得た利益を控除したものになるとも考えられることから、報酬を得られなくなったことが損害に含まれないことを明らかにするため、要綱仮案の原案・二次案では、「相手方の損害」に「受任者が報酬を受けることができなかつたことによるものを除く」という文言が括弧書きで付け加えられた。ところが、その後、得ることができなくなつた報酬が損害と認められる場合もあり得るといふ解釈を封ざるべきではないとの指摘があり、これを踏まえ、要綱仮案（案）の段階で括弧書きを削除し、改正前の民法六五一条二項と同様に「損害」とのみ記載することになった。これが、要綱仮案としてまとめられた。

○民法部会第八一回会議における審議 【部会資料72A】 第二、三七・イ

民法第六五一条第一項の規定による委任の解除が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

ア 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたとき。

イ 委任が受任者の利益をも目的とするものである場合（専ら報酬を得ることによるものである場合を除く。）において、委任者が委任の解除をしたとき。

○要綱仮案 第三六、三

民法第六五一条第一項の規定による委任の解除が次のいずれかに該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

(1) 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

(2) 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

次に、要綱案を見ておこう。要綱案では、要綱仮案における本文の文言が重複を避けて、二か所で整理された。すなわち、第一に、要綱仮案第三六、三の本文「・・・が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その解除をした者は・・・」から「・・・をした者は、次に掲げる場合には・・・」に修正した。第二に、同三の(1)「当事者の一方が」を削除した。これ以外には、要綱仮案に修正・変更が加えられることはなかった。

そして、この要綱案が、平成二七年二月二四日開催の法制審議会総会において、正式に要綱として採択され、民法部会での審議は終了した。

○要綱案 第三六、三

民法第六五一条第一項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

(1) 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

(2) 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

(4) 改正法六五一条の制定公布と委任者の任意解除権

前述したように、法務省は、法制審議会総会において採択された要綱に基づき法律案を作成し、これが内閣の閣議決定を経て、平成二七年三月三十一日、内閣より第一八九回通常国会に提出された。国会の審議に若干の時間を要したが、法律案は、平成二七年五月、賛成多数で可決成立した。

制定公布された改正法六五一条を見ると、同条二項二号は、同条一項と併せて読むならば、委任が「受益者の利益」をも目的とした場合であっても、委任者による自由な委任の解除（任意解除）を認めたとうえで、解除から生ずる問題を、解除権自体の存否ではなく、損害賠償の要否の問題として処理しようとしているように見える。しかし、「受任者の利益」といっても、委任は準委任を含む広範でかつ多種多様な役務・サービスの給付を内容としており、決して一様ではない。契約の中には、準委任を通じて委任の規定を準用することに、とりわけ委任者による任意解除権の行使について不適切なものがあるとの指摘があり、このような問題意識が今次の債権法改正の機運に乗って、準委任の規定の見直しや守備範囲の制限という立法提案へと展開して行った。

改正法六五一条の立法過程を振り返って見ると、中間試案の公表をもって一つの方向性ないし流れができたように思われるが、実は、民法部会の設置に先立ちて組織された民法改正検討委員会の基本方針が示した立法提案が、その後の動向を支配していたように思われる。民法部会の設置後、同部会において審議のため問題提起と検討課題が示されるものの、大筋での方向性はある程度すでに決まっていた感がある。ただ、民法部会で誤算であったと思われるのは、中間論点整理および中間試案に対して寄せられた各界からの意見等を受けて、新種の契約を含む役務提供型契約に共通する一般規定の創設と準委任に代わる役務提供契約の新たな受け皿規定の定立、そして、これと連動するよう

に行っていた準委任の規定の見直しがすべて断念され、方向性を失ったことから、委任の任意解除を定めた改正前民法六五一条の検討にすべてが託された印象を受ける。制定公布された改正法六五一条は、同条一項で改正前民法六五一条の体裁と規律を維持し、表面上は従前の判例法理を踏まえているかのようと思われるが、同条二項、とりわけ同条二項二号は、「受任者の利益」をも目的とする委任の解除に関する従前の判例法理を大雑把にまとめるもの⁵⁹にすぎず、それが何を意味するか、これをあらためて検討することが求められるといえよう。

四 改正法六五一条の法意と「受任者の利益」をも目的とする委任の任意解除

1 改正法六五一条の意義

改正法六五一条は、委任契約の当事者が契約を何時でも解除することができる旨を明記するとともに、解除を原因として相手方に生じた損害の賠償責任と、やむを得ない事由がある場合の免責を定めた。すなわち、同条は、委任の各当事者に自由な委任の解除を認めるが（同条一項）、①当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき（同条二項一号）、または、②委任者が受任者の利益（もっぱら報酬を得ることによるものを除く）をも目的とする委任を解除したときは（同条二項二号）、「やむを得ない事由」（同条二項ただし書）がない限り、損害賠償をしなければならなかった。改正前民法六五一条との違いは、今回の債権法改正にあたり、改正法六五一条に上記②を付加した点にある。②の解除の場合には、解除権行使の時期の当・不当に関わらず、委任者が賠償する義務を負うものである。上記①の解除の場合には、解除の時期が不当であることに起因する損害に限られるが、上記②の場合には、そのような限定はなく、契約が解除されなければ受任者が得たと認められる利益から受任者が債務を免れることによつて得た利

益を控除したものが損害となる。⁽⁶⁰⁾

2 改正法六五一条の法意と解除できない委任

(1) 従前の判例法理の命題

委任の任意解除をめぐっては、改正前民法六五一条が制定される際の法典調査会における審議の当初より、無償委任と有償委任とを区別すべきとの意見があり、同条一項は無償委任のみを対象とされるところと考えられてきた。⁽⁶¹⁾ 委任はもっぱら委任者の利益のために設定され、かつ、無償としたことが多かったことから、委任者はいつでも解除できると考えられ、任意解除を認めても無償の受任者に不利益を与えることはないと思われた。しかし、民法典施行の直後から、判例および学説は、解除権放棄特約を伴って行われる担保権設定や取立て委任に関する紛争事例を通して、受任者の利益をも目的とする場合があること知り、受益者の利益をも目的とする委任にあつては解除権の行使が禁止ないし制限される場合があることが広く認識されるに至った。⁽⁶²⁾

この点、判例は、改正前民法六五一条にいう委任の任意解除に関して、民法典施行後の早い段階から、一方で、委任の自由な解除を肯定しながら、他方で、これをそのまま適用するのは受任者の利益を著しく害することがあるとの理由で、一定の場合に委任の自由な解除（任意解除）が制限されるとしてきた。⁽⁶³⁾ その際、判例が判断基準として用いたのが「受任者の利益」である。⁽⁶⁴⁾ ただし、判例は、特殊な有償委任にあつては、受任者の利益をも目的とする委任であつても、受任者が著しく不誠実な行動に出たなど「やむを得ない事由」があれば、委任の解除を可能としている。⁽⁶⁵⁾ また、判例は、やむを得ない事由がない場合であつても、委任者が「委任契約の解除権自体を放棄したものと解さ

れない事情」があるときは、委任の任意解除を認めてきた。⁽⁶⁶⁾ さらに、判例の中には、委任者が「委任契約の解除権自体を放棄したものと解されない事情」があるときは、委任を解除することができるというものもある。⁽⁶⁷⁾

このような判例の展開を見ると、従前の判例は、受任者の利益を考慮すべきものとしながらも、それは委任解除の要件との関連でもつぱら解除権行使の存否にかからしめてきたのであって、委任者による任意解除を肯定したうえで、不利な時期の解除によつて損害を被る受任者の利益を損害賠償の可否という形で扱ってきたのではないといえることができる。

また、判例は、受任者の利益と報酬を厳格に区別し、報酬と区別されるべき受任者の利益を厳格に捉えている。例えば、顧問料支払特約が付され、通常は相当期間の契約継続が予定される税理士顧問契約において、判例は、依頼者から継続的、定期的に支払われる顧問料が税理士の事務所経営の安定に資するとしても、同契約は受任者の利益をも目的とする委任と位置づけられるわけではないとする。⁽⁶⁸⁾ 下級審裁判例には、同様の見地から、不動産取引仲介契約や販売委託契約における事務処理そのものは委任者の利益のためになされるのであり、仲介または委託手数料の約束をもつて受任者の利益とみることはできないとするものがある。⁽⁶⁹⁾ ただし、別荘地の所有者の一部が管理業者との委託業務契約を解除した事案では、受任者には任意解除権の制限を正当化するだけの利益があると解することは困難であるとしながらも、相互依存関係を認定し、このような関係がある場合には、信義則や権利濫用を根拠に委任者側の解除権が制約を受けるとするものがある。⁽⁷⁰⁾ また、約款などを根拠に、委任契約の解除権自体を放棄していたとは解されない事情があるときは、受任者が負担した費用の償還を認めながら解除を有効としたものがある。⁽⁷¹⁾

これらの裁判例は、いずれも改正前民法六五一条の下で争われた事案である。このような判例の展開を見て感ずる

ことは、判例は「受益者の利益」をもって委任の任意解除の制約原理としながらも、委任契約の目的の軽重のみで解除権行使の可否を判断しているわけではないことを指摘することができる。判例によれば、受任者が著しく不誠実な行動に出るなど「やむを得ない事由」があるときは、委任者において委任を解除することができるとする。ただ、この「やむを得ない事由」の判断基準がどこから出てくるのか、その論拠は必ずしも明確ではない。また、判例は、「委任者が委任契約の解除権自体を放棄したものは解されない事情」がある場合、「やむを得ない事由」がなくとも、なお契約の解除が可能であるとするが、この「事情」が何を指すかということについても不明瞭な部分が少なくない。

(2) 主要学説と「受任者の利益」概念

この問題に対する学説の見解を見ておこう。学説には、従前の判例法理の展開を踏まえ、準委任を含むすべての委任を対象に改正前民法六五一条一項が適用されることに對し、これを疑問視する者がいる。⁽⁷³⁾ 学説の見解は多岐にわたるが、受任者の受け取る報酬と受任者の利益とは区別されるべきであること、受任者の利益とは委任者と受任者の利益との間に債権の確保ないし担保関係のような密接な関係がある場合をいい、受任者の利益により同条の解除が制限されることがあるとしても、それは絶対的なものではないことなどを挙げ、受任者の利益とは何かを明確にしようとして試みている。

例えば、来栖三郎は、有償委任というだけで民法六五一条の適用がないとするのは適當ではないとし、委任を普通の委任と特殊な委任とに分け、普通の委任の場合、すなわち、報酬が成功報酬の形をとっているような委任者に事務

処理の費用を償還する義務がない場合、任期の定めがある場合、および、事業経営の委任のように何時でも解除しうるとしたのでは受任者に苛酷であり、委任者が解除するには相当の予告期間をおくことを要する場合には、解除そのものが必ずしも制限されるわけではないとする。これに対し、特殊な委任の場合、すなわち、債権担保の目的をもつてする債権取立の委任の場合、受任者の権利の保全のために委任契約がなされる場合には、受任者には極めて大きな利益があり、不解除特約がなくても委任の解除はできず、たとえ解除がなされても、その効力は生じないとする。⁷⁴

末川博は、純粋な委任とそれ以外の委任とに分け、純粋な委任は常に委任者の利益となるのに対し、委任が有償であつて、受任者が事務処理に対する報酬を受ける場合には、受任者の利益のためでもあるとされる。受任者が利益を有する場合には、他の行為と結びつくかまたは事務処理とは違った別の内容を混合しているとして、委任に関する規定のみで規律することはできず、委任者が一方的に委任の解除をすることはできないという。⁷⁵

類型論を説くのは、広中俊雄と戒能通孝である。広中俊雄は、委任には民法六五一条の適用されない類型のものがあつて、これらの委任の解除は、請負型のものについては改正前民法六四一条、雇傭型のものについては改正前民法六二七条・六二八条（注意される類似規定として商法五〇条一項・二項）、また、不動産に関する委任事務の処理に受任者の当該不動産の利用が対価的に結びついていては賃貸借の解除に関する準則が、それぞれの準則として用いられるとする。⁷⁶ 戒能通孝は、委任を含む継続的契約を、組合型の団体契約、委任型の純粋に信託関係に基づく契約、および、賃貸借・雇傭型の物・賃料ないし労働力の保全関係に基づく契約の三種に分類し、それぞれの契約類型に即して解除原因を求めることを提唱する。⁷⁷

これらの学説を一瞥して感じることは、委任の中には改正法六五一条一項の適用されない類型のものがあるという

のが学説の共通した認識であるといえる。ただ、それが具体的にどのようなものであるかについては、学説にまだ定説といったものは見られない。

(3) 解除できない委任と「受益者の利益」

改正法六五一条は、条文上一見したところ、受任者の利益をも目的とする委任であっても、委任者は自由に契約を解除することが可能であり、後はすべからず損害賠償の要否の問題として処理されるかのように読める。しかし、前述したように、今日の委任は準委任を含み、広範かつ多種多様な役務・サービスの給付を内容とするから、受任者の利益は決して一様ではない。受任者の利益に着眼するとしても、すべてが損害賠償の問題に還元されることにはならない。委任契約の中には、もっぱら受任者またはその相手方など第三者の利益を目的とする委任ものもあれば、委任者の利益のみならず受任者の利益をも目的とする委任もあり、また、受任者の利益はごく僅かで、もっぱら委任者の利益を図る委任もある。委任者の任意解除もまた、受任者の利益の種類・性質によって、その取り扱いは大きく異なるといわざるを得ない。制定公布された改正法六五一条が、中間試案の提示した考え方に沿いながらも、従前の判例法理を踏まえ、これを成文化したものであるというのであれば、そして、条文上の体裁と規律が改正前民法六五一条一項のまま維持されたというのであるから、尚更のこと、同条一項のもとも、委任者による委任の任意解除の可否は引き続き解釈に委ねられたものというべきである。学説には、その点を指摘する者もいる。⁷⁸⁾ また、学説には、改正法六五一条二項二号は従前の判例法理を明文化したものであるから、実質的な変更はないと述べる者もいる。⁷⁹⁾

考え方の基本的な筋道を示すならば、委任の利益が受任者またはその相手方など第三者にある場合、委任者からの

一方的な解除の意思表示は受任者または第三者の利益を害することになるから、委任の任意解除を原則不可とし、ただ、やむを得ない事由があるときに限り解除が許されると考えられる。ここでは、解除権自体の成否が受任者側の利益と委任者側のやむを得ない事由の存否にかかっていると見えよう。これに対し、委任が受任者の利益をも図る場合においては、少なくとも委任の利益が委任者にある以上、委任の本質からして、委任者による解除を否定することはできない。この場合、委任の任意解除を原則可としたうえで、解除により受任者に生じた損害については、正当事由のない限り委任者は賠償責任を免れることはできないと考えられる。ここでは、解除権自体の成否ではなく、損害賠償責任の存否が問題なのであって、その判断にあたっては契約関係の清算という観点から当事者双方の利益が考慮されることになるといえよう。委任者と受任者の双方の利益その他を比較衡量した結果、委任者の利益が大きいと評価されるときは委任者に任意解除を認めたいうえで、改正法六五一条二項二号は不利益を被る受任者の損害を賠償すべきものとしたと解することになる。

右のように考え得るとすれば、改正法六五一条の解釈運用にあたっては、受任者の継続性の利益の内容・程度に応じて類型的な検討が必要となろう。すなわち、①解除を認めたいうえでの金銭的損害賠償の処理で十分な場合、②代替的利益ではなく解除の可否自体が慎重に判断される場合、および、③原則として解除が排除される場合を区別することが求められるというべきである。⁸⁰ その際の具体的な考慮要素としては、委任者および受益者の双方の利益のほか、報酬と利益の厳格な区別、委任の目的、解除権放棄特約の明示・黙示の有無、および、請負や雇用などの他の役務提供契約との比較などを中心に、これらが精査され、解除権自体の成否が判断されることになる。

従って、改正法六五一条二項二号の規定が明文化されたからといって、委任のいかなる場合にも委任者による自由

な任意解除が可能であると即断することは禁物である。同条一項と同条二項、とりわけ同条二項二号との間には、改正前民法六五一条の場合と同様、「解除ができない委任」という概念が存在しているといわなければならない⁽⁸¹⁾。このような委任を解消させようとするときは、契約関係の清算を伴うことから、金銭的損害賠償や補償などの代替措置が必要となる。この点は、後述の五で触れる。

3 「受任者の利益」と損害賠償の要否

新たに制定公布された改正法六五一条のもとでは、受任者の利益（もっぱら報酬を得ることによるものを除く）をも目的とする委任において、委任者が契約を任意解除した場合、委任者はやむを得ない事由がない限り、相手方に生じた損害の賠償をしなければならない（改正法六五一条二項二号）。この場合、受任者が得られるはずであった報酬が損害に含まれるかについては争いがあり、事案に応じて決せられるとの理由から、明文で規定することが見送られた⁽⁸²⁾。同条の立案段階では、当初、報酬が損害には含まれないことを明確にする案が提示されたが、これに対して疑問が示されたため、⁽⁸³⁾ 解釈に委ねられることになった⁽⁸⁴⁾。同二号の法文では、「受任者の利益」には受任者が受ける報酬は含まれないとされていることからすると（同二号の括弧書）、受任者の得べかりし報酬は原則として損害には含まれないということができる⁽⁸⁵⁾。

改正前民法五六一条の前身である旧民法財産取得編二五二条は、「委任者ノミノ利益ノ為ニ委任セシ代理ノ廢罷ハ謝金ヲ諾約シタルトキト雖モ委任者ハ何時ニテモ随意ニ之ヲ為スコトヲ得」と規定し、有償委任と解除との関係を規律する規定を置いていた⁽⁸⁶⁾。委任が単に有償委任というだけでは委任者の任意解除権の行使を阻止することにはならな

いことは、すでに旧民法の当時から知られていたところである。

委任契約が解除されても、報酬は事務処理の対価であり、受任者がそれまで行つた事務処理に対して報酬は支払われるものであるから、得べかりし報酬を失つてもそれが直ちに損害となるというわけではない。ただ、「受任者の利益」という概念は、解除権自体の存否ではなく、損害賠償の要否を根拠づけるものとして規定されているから、従来、受任者の利益を認めなかつた事案でも、これを広く認定する最近の裁判例のもとでは、委任者と受任者との間の利害を調整するものとして機能することが予想されるところである。

また、仮に委任者による任意解除が許される場合であっても、やむを得ざる事由による損害賠償の要否が問われることになる。このような場合、委任などの継続的契約においては、当初の合意による関係継続が合理性を失つてリスクを生じさせることがあり、解除権の行使による契約関係の清算という段階では、そのリスクの分配が重要な問題とならざるを得ない⁽⁸⁷⁾。

五 残された課題と議論の方向性

1 やむことを得ざる事由の考慮要素

契約関係の解消には、契約書の中で更新拒絶に関する定めがあり、かかる規定を利用して継続的契約の解消を図ることがある。この場合、更新拒絶に同意しない相手方は、解消者による更新拒絶の意思表示の無効を争うこともできるが、更新拒絶ができない特段の事情を主張・立証する必要がある。特段の事情としては、被解消者が相応の投資を行つたことやその回収の必要性があること、営業努力をもつて販路拡大や利益増大に貢献してきたこと、当該契約に

は当事者間の信賴關係が基礎にあり、信賴關係は破壊されていないことなどが挙げられる。

これまでの裁判例でよく見られるのは、契約關係の解消を前提とした対応策の要否である。解消者は經濟の合理性に基づき契約の解消を望んでいるが、他方、相手方である被解消者における契約継続への期待を保護する必要もある。このような場合、契約に定められた要件に従うだけでは足りず、「やむを得ない事由」を必要とすると考えられてきた。⁸⁸ やむを得ない事由とは、契約を継続し難い重大な事由であり、相手方の背信行為や当事者双方の責に帰することのできない事情変更などもこれに含まれる。⁸⁹ やむを得ない事由を要求するのは、解消者が当該契約を恣意的に終了させ、それにより相手方である被解消者がこれまでの投資を回収できないなどの不利益を被るのを回避するためである。解消者の側でなお更新拒絶をなしうるやむを得ない事由を主張・立証すべきことになるが、やむを得ない事由の存否は被解消者側の事情のみならず、解消者側の事情も勘案して判断されることになる。やむを得ない事由の要件は、役務提供者側の恣意を許さず、受領者側の法的・經濟的地位を安定させるものとして、両当事者に共通するものであり、受領者側が契約關係から離脱を望む場合にも適用される。この点、学説には、やむを得ない事由の存否は法定解除や期間の定めのない契約の解除に特有のものであり、法定解除の指導理念は信賴關係の破壊であるとの見解や、事業者間の契約においては解約特約などの効力を認めつつ、契約の種類・内容、当事者の属性などの事情を考慮し、信義則、権利濫用などの法理を適用し、合理的な範囲で中途解約権の行使を制限することが相当であるとする見解も有力である。⁹¹

思うに、契約離脱の自由とこれに対する契約継続の利益の確保を判断するにあたっては、事業者間契約の場合であれば、解除権者側における契約離脱の事由として、収益改善のための事業内容の変更や取引相手方の変更、合理的な

予告期間の提供、金銭的補償等が必要とされる。一方、相手方における契約継続の利益としては、法的・経済的な地位の安定性、資本投下の状況、合理的な予告期間の有無、不測の損害等の発生の可能性とそれに対する補償等の要否等が求められる。これに対し、消費者を役員・サービスの受領者とする役員提供契約の場合には、契約関係からの離脱の容易さが求められることから、やむを得ない事由を必要とするとの考え方は却って離脱の自由を困難なものとすることになる。両当事者の合理的な利益調整を図ることも必要であるが、消費者が解除権者の場合には、離脱の容易さを求め、反対に、消費者が解除権者の相手方の場合には、やむを得ない事由の有無、および、解除権者側における離脱の自由についての正当性ないし道徳的理由の存在を必要とするというべきである。⁹² やむを得ない事由の法理は、元来、貸貸人の解除権を制限し、借借人保護のためであったのであり、継続的契約においてはできる限り契約の継続性を維持すべきであるとの考え方から出ているものである。そのような歴史的沿革ないし経緯を考えれば、消費者が解除権者の相手方となる場合には、解除権者の側にやむを得ない事由の有無を求めることは必ずしも不合理な取り扱いということとはできないであろう。

2 特定商取引法における中途解約、損害賠償額の上限規制との関係

現代社会では、取引の対象がモノから役員・サービスへ移行するに伴い、苦情相談も役員・サービスの提供に関するものが増大している。継続的役員提供に関して中途解約を中心とする問題が議論されるようになったのは、平成三年に実施された消費者保護に関する行政監察がエステティックサロンや英会話教室の中途解約や前払いに係る苦情問題を取り上げて以降のことである。⁹³ エステや外国語会話教室などの継続的役員は、その性質上、受けてみないと効果が

わからないものであり、実際に受けてみたところ効果が思わしくないとか、中途解約を行ないたくなることが少なからずある。このような場合、消費者は債務不履行を立証することはもとより、満足できないものであるということ客観的に立証することもなかなか難しいことから、委任の任意解除を定めた改正前民法六五一条を適用して、事業者が信頼できないと思えば、事業者側に債務不履行がなくても、何時でも一方的に当該契約を解除（中途解約）することも考えられる。しかし、同条は任意規定であることを前提に、事業者側が契約書中に中途解約を禁止する条項や違約金条項などの特約を予め定めておくことにより、消費者は中途解約が認められないとか、高額な違約金を請求されるといったトラブルが多発し、これが苦情・相談の増加をもたらした。⁹⁴

このような問題状況を背景として、平成一二年四月、訪問販売法の改正により、特定継続的役務提供（内容・期間・契約金額が政令で指定された役務）について新たな一章が設けられ、エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師派遣の指定四役務を対象に、書面交付義務、広告規制、禁止行為・指示対象行為などの行為規制とその違反に対する罰則、クーリング・オフ、中途解約権、損害賠償額の上限制制など、強い規制が加えられることになった。⁹⁵ 特定継続的役務とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であって、役務の性質上、役務受領者の身体の美化・知識・技能の向上その他の目的が実現するかどうかは確実にないものに該当する役務のうち、政令で指定された役務である。このうち注目されたのが、中途解約および損害賠償額の上限に関する規定である（改正訪問販売法一七条の一〇）。その後、訪問販売法は、平成一二年、特定商取引法と改称されたが、特定継続的役務提供の中途解約権、損害賠償額の上限に関する規定は特定商取引法にも受け継がれた（同法四九条）。そして、平成一五年、従来の指定四役務に「パソコン教室」と「結婚相手紹介サービス」が追加され、規制対象が六種類に拡大さ

れた。平成二八年には、特定継続的役務提供に関する規制対象に「美容医療」が追加された。この間、中途解約制度に関する規制については、実質的な変更はない。

特定商取引法が設ける中途解約制度は、指定四役務に適用範囲を限定しつつ、継続的役務提供の不確実性に伴うリスク配分の見地から、中途解約を権利として強行法的に保障するものである。伝統的な契約自由の原則や委任契約に關して形成されてきた判例法理から見ると、解除権放棄特約の効力を認めず、やむを得ない事由の有無にかかわらず解除できるとしたこと、損害賠償額の予定または違約金の定めがある場合にも一定額以上の請求ができないことと、および、中途解約に関する規定は強行規定として当事者の合意・特約によって排除できないこと、その意義がある。

今日の役務提供契約は、準委任を含み、広範かつ多種多様であり、消費者・事業者間に著しい不均衡が見られることから、特定商取引法がどのような役務提供契約を規制対象とするのか、委任の規定が適用される準委任の性質や信頼の崩壊にどの程度踏み込んで中途解約権を要件化すればよいのかなど、立法論的にも検討すべき課題は少なくない。また、解釈論においても、契約の拘束力の例外を認める以上、民法のみならず、特定商取引法や消費者契約法などの契約法全体の中での体系的整合性が求められる。この点、学説には、継続的役務提供契約の解除に關して、委任の任意解除とその例外であるやむを得ない事由のルールを持ち込むことについては、慎重な見解を述べるものが多い。慎重論が論拠とするのは、委任の任意解除は無償委任にのみ認められるべきであり、有償委任である継続的役務提供契約には改正前民法六五一条は適用されないとか、委任は個人的な信頼関係を基礎とすることから説明されるものであつて、継続的役務提供契約における消費者と事業者の關係は事業を中心とした信頼關係であり、本来の対人的信頼

関係とは異なる⁹⁷といった点である。実際の消費者トラブルを解決するためには、消費者保護の見地から、特定商取引法や消費者契約法などを用いて中途解約を行うと考えられるため、指定役務については改正法六五一条の規定を持ち出す必要性はそれほど高くはないが、慎重論を説く論者の見解はやや荒削りの感を否めず、委任に関する従来の民法理論や判例法理との整合性など、なお検討を要するといえよう⁹⁸。

3 金銭的損害賠償と補償

継続的契約の解消については、それを自由に認めないという解決、言い換えれば、やむを得ない事由がなければ契約の解消を認めないこと⁹⁹によって、契約当事者の保護が図られている。解消を認めても、履行利益の損害賠償請求ができるならば、被解消者の救済になる。また、継続的契約を一方当事者から中途解約する場合などを想定して、違約金などの名目を付した金銭支払条項が設けられることもある¹⁰⁰。

継続的契約の解消において損害賠償が求められる場合、その内容は、抽象的には、契約が継続していたら得られたであろう利益の賠償である。この問題を論じる代表的学説は、継続的契約の存続によって当事者が得たであろう利益の喪失、継続的契約の解消によってすでに投下した資本が無駄になったことによる損失（具体的には、当該契約のために発生・増加した人員、施設、備品の費用、販売広告費用、余った在庫、取引開始時に支払った営業権の対価など）¹⁰¹を挙げる。これらは、いわゆる履行利益の賠償といわれるものである。これに対し、学説には、信頼利益の賠償しか認めないとする見解も有力である¹⁰²。履行利益と信頼利益の概念に対しては、損害賠償の範囲を画する道具概念としての有用性に限界を指摘する見解が有力であり、学説の状況は混沌としている¹⁰³。

思うに、継続的契約における損害は、一般に、一定量の品物を発注したが、それを履行しなかった場合、その品物の価額が損害となり、それを転売できたときは、その転売利益が損害である。継続的契約では、契約期間内において投資をするとか、在庫を保有することは、ある程度想定されていたことであるから、契約が解消されるとこれらが失われた利益となり、契約期間を延長すればその分も評価されることになる。

継続的契約の解消において、解消者の側に契約解消につき相応の理由があり、他方、相手方による相応の投資やその回収の必要性、営業努力や利益増大への貢献といった理由がある場合には、損害賠償とは別に、あるいは、これと同時に、相手方に財産的な補償を与えることには合理性があるといわれる¹⁰⁴。ただ、この補償が、損害賠償と何が異なるかは、別途検討を要する問題である。継続的契約において補償が必要とされる場合、この補償は金銭的賠償に限らず、それ以外の代償措置を含み、かつ、契約解消の結果ではなく、要件として解消の可否を判断する重要な要素の一つとなり得るものである。この場合の補償は、細かな損害立証をせずとも認められるものであるとすれば、基本的には事後の賠償とは異なるものといえよう。

六 結 び

本稿は、これまでの研究成果を踏まえ、委任の解除をめぐる問題のうち、改正法六五一条の出来上がるまでを、債権法改正に現われた部会資料や議事録などの各種資料を手掛かりにその痕跡を辿りながら、同条の立法趣旨(同条一項)を明らかにし、受益者の利益をも目的とする委任の任意解除(同条二項二号)の可否および制約原理について考察したものである。改正法六五一条の規律によると、受任者の利益をも目的とする委任は同人の不誠実な行動といった

やむを得ない事情がある場合のみ委任者により解除されるといった判例法理の命題は、明文化されなかった。同条は、同条一項および同条二項二号を併せて読むと、条文上一見したところ、受任者の利益をも目的とする委任であつても任意解除が可能であり、後はすべからず損害賠償の要否の問題として処理されるように読める。しかし、そのように即断することは禁物である。委任は、委任者・受任者双方の信頼関係を基礎とし、その人であるから委任し、また引き受けるというもので、信頼が少しでも崩れたら効力が失われるから、理由なしの解除が認められるのも、このような委任の特質に由来するものと説明されてきた。しかし、今日の委任は準委任も含み、広範かつ多種多様な役務・サービスの給付を内容とするものであるから、受任者の利益をも目的とする委任の任意解除を一律に論ずることはできない。

本稿の検討によれば、改正法六五一条二項二号は、委任者と受任者の双方の利益その他を比較衡量した結果、委任者の利益が大きいと評価されるときは委任者に任意解除を認めようとして、不利益を被る受任者の損害を賠償すべきものとしたのであつて、受任者の利益をも目的とする委任のすべての場合に、委任者による委任の自由な任意解除を肯定しているわけではなく、委任者による委任の任意解除の可否は引き続き解釈に委ねられたものと考えられる。それゆえ、改正法六五一条の解釈運用にあつては、受任者側における契約継続の利益の内容・程度に応じた類型的な検討が必要であり、そのための基準が重要な鍵となる。

また、これに関連して、本稿では取り上げなかったが、委任契約の解除という問題を考える場合、個々の契約に内在する信頼の程度に応じて改正法六五一条の適用の可否を検討するだけでなく、債務不履行を理由とする委任契約の解除との対比も重要な論点となる。信頼関係の破壊とは別の理由で、あるいは、債務不履行による契約の解消という

場合には、契約解除の通則を定めた規定（改正前民法五四一条、改正法五四一条）の補充的適用も視野に入れる必要がある。解除については、今次の債権法改正において抜本的な改正が行われ、改正法五四一条は債務者の帰責事由を不要とするとともに、債務不履行にある契約当事者を当該契約の拘束力から解放する制度と位置づけられた。今次の債権法改正により、改正法六五一条と改正法五四一条は債権者を契約の拘束力から解放するという点では共通の基盤を与えられたことから、委任における任意解除という問題を考えるうえでは、改正法五四一条の補充的適用も視野に入れて検討することが必要となろう。¹⁰⁵

今日、委任は、事務処理の委託（準委任）を含み、広範かつ多種多様な役務・サービスを内容とすることから、委任の任意解除の適法性が問われる場合に、単に「受益者の利益」といっただけでは何ら問題の解決にはならないことは明らかである。改正法六五一条は、様々な意見の間で論議と調整が重ねられて完成したものであるが、まったく異論の余地のないものであるわけではなく、これからの学説・判例・実務による法形成を予定するものである。改正されなかった規定を含めて規範の意味を明らかにすることが、今後求められているといえよう。本稿の研究が契機となり、更なる議論が期待されるところである。

- (1) 山本豊編『新注釈民法（14）債権（7）』（有斐閣、二〇一八年）二頁「山本豊」。役務提供契約がローマ法の *locatioconductio* から中世および近世のヨーロッパ法学を通じて典型契約となる過程につき、山本豊編・同書二一八頁「山本」。
- (2) 山本豊編・前掲注（1）三五〇頁以下「山本」。
- (3) 委任に関する裁判例として紹介されているのは、その大部分が「法律行為の委託」を目的とする委任ではなく、「法律行

為でない事務の委託」に関するもの(準委任)である。準委任に関する裁判例につき、詳しくは、山本編・前掲注(一)三五三頁、三五七頁以下「山本」。問題とされる契約が準委任とはされなかった事例としては、最判平成一八・一一・二七民集六〇卷九号三四三七頁(大学在学契約)などがある。

(4) 最近の論考として、都筑満雄「混合契約論を見る視点―各種契約の一般理論からの視座―」民事研修六八二号(二〇一四年)二頁以下。このほか、宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林九九卷一号(二〇〇二年)三頁以下、湯浅道男「混合契約および非典型契約の解釈にあたっては、どういう点に留意すべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権法の展望 第五卷〈契約の一般的課題〉』(日本評論社、一九九〇年)三頁以下など。なお、混合契約に関する初期の学説については、山本豊編・前掲注(1)一一―一三頁「山本」参照。

(5) 法制審議会民法部会・第一六回会議事録PDF版二七頁以下。民法部会の議事録は、法務省のHP(省議・審議会記録/過去の審議会等)で閲覧可能である。以下、民法部会議事録につき同じ。役務提供契約に関する議論は今回の債権法改正において精力的に行われる以前から存在したが、議論が盛んになったのは一九八〇年代以降のことである。議論の推移と学説の整理につき、手嶋豊「役務提供契約」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅲ契約(2)』(商事法務、二〇一八年)二九九頁以下、つぐこ二二七―二二九頁。役務提供契約に関する諸外国の動向については、Reinhard Zimmermann (hrsg.), *Service Contracts*, Mohr Siebeck, 2010に所収の各論稿を参照。

(6) 最判昭和四〇・一二・一七集民八一号五六一頁。同旨、最判昭和四三・九・二〇判時五三八号五一頁。

(7) 最判昭和五六・一・一九民集三五卷一号一頁。

(8) 最判昭和五六・二・五判時九九六号六三頁。

(9) 従前の判例法理の形成と展開については、長谷川貞之「委任の解除に関する判例法理の条文化と半強行法規性」日本法學八四卷三号(二〇一八年)二五三頁以下。

(10) 本稿の三二(1)で取り上げる。

(11) 長谷川貞之「役務提供型の典型契約(雇用、請負、委任、寄託)総論」岡谷峻編『民法改正案の検討 第三卷』(成文堂、

二〇一三年）二五二頁以下。

(12) 長谷川貞之「新民法と強行法・任意法―請負・委任における契約不適合責任、解除を中心に―」近江幸治・椿寿夫編『強行法・任意法の研究』（成文堂、二〇一八年）三二三頁以下。

(13) 長谷川・前掲注(9)二七三頁以下。

(14) 長谷川貞之「委任における任意解除権の規範構造」日本法学八〇巻三号（二〇一五年）三九頁以下。

(15) 長谷川・前掲注(9)二五三頁以下。

(16) 長谷川・前掲注(12)三二三頁以下。

(17) 長谷川貞之「委任契約の解消と任意解除権」NBL二二五号（二〇一九年）二頁以下。

(18) 本稿の内容は、二〇一一年～二〇一五年にわたり明治大学法科大学院で開講された寄付講座「民法（債権法）改正の動向」において筆者が「役務提供契約―請負・委任を中心に」と題して行った各年度の報告とそれをまとめた講義録が基礎となっている。各年度の報告と講義録については、明治大学法科大学院より刊行されている次の冊子体の該当箇所を参照されたい。『二〇一一年度民法（債権法）改正の動向』（二〇一二年）三三九頁以下、『二〇一二年度同』（二〇一三年）三三八頁以下、『二〇一三年度同』（二〇一四年）三七二頁以下、『二〇一四年度同』（二〇一五年）二〇九頁以下、『二〇一五年度同』（二〇一六年度）二七八頁以下。

(19) 筒井健夫・村松秀樹『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、二〇一八年）一頁以下、筒井健夫「債権法改正の経緯と概要」ジュリ一五二一号（二〇一七年）一六頁以下。

(20) 今次の債権法改正における論点の変遷につき、小澤吉徳「改正のポイントと実務への影響（総論）―くらしの中の法律家『司法書士』の役割―」月報司法書士五五二号（二〇一八年）四頁以下。

(21) その成果物は、民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』（別冊NBL二二六号）（商事法務、二〇〇九年）（以下、「基本方針」という）、同編『詳解債権法改正の基本方針V』（商事法務、二〇一〇年）（以下、「詳解V」という）として公表されている。

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」（長谷川）

一一九（二五五）

- (22) 法制審議会における民法部会の設置とその審議方法については、学説の一部に異論がある。加藤雅信『民法（債権法）改正—民法典はどこへ行くのか』（日本評論社、二〇一一年）など。
- (23) 筒井Ⅱ村松・前掲注(19)五頁、筒井・前掲注(19)一七頁。
- (24) 国会での審議経過につき、筒井Ⅱ村松・前掲注(19)八頁以下、筒井・前掲注(19)一八一—一九頁。
- (25) 長谷川・前掲注(12)三三三頁以下、三一七頁。
- (26) 法制審議会民法部会・第一六回会議事録PDF版二七頁以下。議事録は、法務省のHP（省議・審議会記録／過去の審議会等）で閲覧可能である。以下、民法部会議事録につき同じ。
- (27) 【部会資料17—2】一頁。部会資料は、法務省のHP（省議・審議会記録／過去の審議会等）で閲覧可能である。以下、部会資料につき同じ。
- (28) 詳しくは、長谷川・前掲注(12)三三〇頁以下、長谷川・前掲注(9)二七二頁以下。
- (29) 民法改正検討委員会では、特殊の委任として、媒介契約、仲立契約、取次契約などを民法典で規律する構想も立てられていた。民法改正検討員会編・前掲注(21)「詳解V」二二三頁以下、四八七頁以下。
- (30) 手嶋・前掲注(5)二九九頁以下。委任や信託などの契約に特徴的な要素である信頼を基礎とした契約（信認型契約）に関する規律については、今次の債権法改正ではまったく構想に入っていない。信認型契約の必要性については、長谷川貞之「信認関係と忠実義務—信認型契約の創設を構想する立場からの提言—」円谷峻編著『社会の変容と民法典』（成文堂、二〇一〇年）三二〇頁以下参照。
- (31) 法典編纂の基本方針は、「法典調査ノ方針」によると、規範については「原則変則及疑義ヲ生スヘキ事項ニ関スル規則」を掲げることとどめ、「細密ノ規定」は定めなざることとし（二二条）、概念については「立法上特ニ定解ヲ要スルモノ」を除き「定義種別引例等」は削除することとされている（二三条）。この点につき、広中俊雄編著『日本民法典資料集成（1）』（信山社、二〇〇五年）八八四頁。併せて、金山直樹ほか「法典調査会に学ぶ（1）（2完）」ジュリ一三三二一号（二〇〇七年）八六頁以下、一三三三三号（二〇〇七年）七二頁以下参照。

- (32) 法典調査会総会で決定された「法典調査ノ方針」第一三条。法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書 一二〇』法典調査会民法総会議事速記録』（商事法務、一九八八年）三頁、一七頁以下。
- (33) この点の指摘につき、中田裕康「民法（債権法）改正の対立軸」松久三四彦ほか編著『社会の変容と民法の課題「上巻」』（瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集）（成文堂、二〇一八年）三七一頁以下、三八二頁。
- (34) 立法で規律することは、規範内容を明確にし、安定性・透明性を高めるという意義がある。しかし、あまり具体的に規定すると、将来の時代の変化に対応できず硬直化する恐れがある。法律を常に機動的に改正できるとは限らない。一方、抽象的な規定にすると、明確性が低下するだけでなく、本来の目的とは異なる方向に行くこともある。そこで、規律の対象に応じて、立法による規律と判例による規律との役割分担が重要となる。民事立法学の重要性については、法律時報一二月臨時増刊号（一九八一年）『民事立法学』（日本評論社）に所収の各論稿を参照。
- (35) 民法改正検討委員会編・前掲注(21)「基本方針」三五七頁～三六三頁、同編・前掲注(21)「詳解V」三頁～四四頁。
- (36) 民法改正検討委員会編・前掲注(21)「詳解V」三頁。
- (37) 民法改正検討委員会編・前掲注(21)「詳解V」一五頁。
- (38) 長谷川・前掲注(9)二五三頁以下、二五五頁。
- (39) 民法改正検討委員会編・前掲注(21)「詳解V」九〇頁。
- (40) 民法改正検討委員会編・前掲注(21)「詳解V」四五頁（請負）、九〇頁（準委任）。基本方針によれば、請負は、「当事者の一方がある仕事を完成し、その目的物を引き渡す義務を負い、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払う義務を負う契約」と定義される（[3.2.9.01]）。一方、準委任は、「当事者の一方（委任者）がその相手方（受任者）に対し、第三者との間で法律行為でない事務を行うことを委託する場合」と定義されている（[3.2.10.02]）。
- (41) 長谷川・前掲注(9)二五六頁。
- (42) 中間論点整理は、法務省のHP（省議・審議会記録／過去の審議会等）で閲覧可能である。遅れて公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（二〇一一年五月二五日）では「議事の概況等」として民法部会での

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」（長谷川）

審議状況が記載されており、参考となる。この補足説明は、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、二〇二一年）として出版されている。

(43) 民法改正検討委員会の「基本方針」（前掲注(21)）は、役務受領者は役務が完了する前であれば何時でも契約を解除することができるとし、その場合、役務提供者は解除によって生じた損害の一定額を賠償請求することができるとした（[3.2.8.10]）。役務提供者については、有償と無償との場合を区別し、有償の役務提供契約の場合、役務提供者の任意解除権を否定する甲案と、やむを得ない事由があるときに解除を認める乙案が、それぞれ併記して提示されている。無償の役務提供契約の場合には、役務提供者は一定の場合を除いて何時でも解除できるものとされている（[3.2.8.11]）。

(44) 商事法務編・前掲注(42)三八四―三八六頁。

(45) 【部会資料46】九二頁以下、【部会資料47】一頁以下。

(46) なお、受任者が受けた損害の賠償義務（改正前民法六五〇条三項）（【部会資料46】二、二（2）、委任事務の処理が途中で終了した場合の報酬請求権【部会資料46】二、三（4））および役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権（【部会資料47―1】三（4））については、分科会で補充的に審議されることとなった。

(47) 【部会資料47―1】四および【部会資料47―1】六。

(48) 中間論点整理に対して寄せられた各界の意見等については、第四七「役務提供型契約（雇用、請負、委任、寄託）総論」【部会資料33―7】一―二頁、第五〇の一「新たな受皿規定の要否」【部会資料33―7】二三四―三七頁、第五〇の八「役務提供型契約に関する規定の編成方針」【部会資料33―7】二七九―二八二頁など。これらの意見等は、金融財政事情研究会「編」『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理』に対して寄せられた意見の概要』（金融財政事情研究会、二〇二二年）で一冊にまとめられおり、閲覧には便利である。

(49) 【部会資料57】三三三頁以下。

(50) 【部会資料41―6】（1）（2）ア・イ・ウ。

(51) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』（別冊NBL一四三号）（商事法務、二〇一三年）

一頁以下。

- (52) 【第41—5】(1)。この点につき、商事法務編・前掲注(41)一七八—一七九頁参照。
- (53) 【第41—6】(1)(2)。
- (54) 【部会資料71—6】一五四—一五七頁。
- (55) 【部会資料73B】六頁。なお、この点につき、山本豊編・前掲注(1)三六一頁「山本」参照。
- (56) 要綱仮案第二六の三。
- (57) 要綱仮案第二六、一—三。
- (58) 【部会資料72A—1】三。
- (59) 改正法六五一条の立法経緯に関しては、長谷川・前掲注(12)三三〇頁以下、長谷川・前掲注(9)二七二頁以下でも簡単な外観を行ったが、本稿で述べるような視点を踏まえたものではなかった。ここで、あらためて補足しておきたい。
- (60) 松尾憲博「委任」松尾憲博・山野目章『新債務法が重要判例に与える影響』(金融財政事情研究会、二〇一八年)一七六頁以下、一七七頁。なお、民法部会での議論につき、【部会資料73A】一七七頁参照。
- (61) 長谷川・前掲注(14)五二—五三頁、七一—七七頁、七八頁以下。
- (62) 長谷川・前掲注(9)二六二—二六八頁。
- (63) 改正前民法六五一条に関する裁判例の分析と整理につき、石堂典秀「委任契約における『受任者の利益』概念について(1)」CHUKYO LAWYER 一八卷(二〇一三年)一七頁以下。このほか、中田裕康「民法六五一条による委任の解除」法教一二九号(一九九一年)三七頁以下(後に同『継続的取引の研究』(有斐閣、二〇〇〇年)三三〇頁以下所収)、柳勝司「委任者による委任契約の解除」名城法学四四卷三号(一九九五年)二四頁以下なども併せて参照。
- (64) 長谷川・前掲注(9)二六二—二六四頁。
- (65) 前掲注(6)最判昭和四〇・一二・一七、前掲注(6)最判昭和四三・九・二〇。
- (66) 前掲注(7)最判昭和五六・一・一九。

委任における委任者の任意解除と「受任者の利益」(長谷川)

- (77) 戒能通孝『債権各論』（巖松堂書店、一九四六年）三三三頁以下。
- (78) 山本豊編・前掲注(1)三二七頁以下、三三六頁「一木孝之」。
- (79) 直井義典「注文者による請負契約の任意解除」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅲ契約(2)』（商事法務、二〇一八年）二六七頁以下、二九五頁。
- (80) 吉田邦彦『契約各論講義(契約法Ⅱ)』（信山社、二〇一六年）二〇六―二〇八頁。なお、類型論的考察につき、山本豊編・前掲注(1)三二二頁「一木」参照。
- (81) 本文にいう「解除できない委任」の概念については、大島俊之「性質上解約できない委任契約―判例による民法六五一条一項の制限」大阪府立大学経済研究二七卷一号（一九八一年）六九頁以下、同「《解除できない委任》とは、どのようなものか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 第五卷〈契約の一般的課題〉』（日本評論社、一九九〇年）二五三頁、二六三頁以下に詳しい。
- (82) 【部会資料81―2】四九頁。
- (83) 法制審議会民法（債権関係）部会・第九一回議事録PDF版五七頁「道垣内弘人発言」。任期中で解任された取締役は残存期間中の報酬全額を請求することができるとする会社法三三九条二項との関係が問題視された。会社法三三九条二項に関する会社法上の解釈論につき、江頭憲治郎『株式会社法「第六版」』（有斐閣、二〇一五年）三九五頁。なお、中田・前掲注(81)五三五頁参照。
- (84) なお、本稿の三三(3)を参照。
- (85) 松尾（憲）・前掲注(59)一七八頁。
- (86) 旧民法と委任の任意解除権については、長谷川・前掲注(14)六四頁以下。
- (87) 中田裕康『契約法』（有斐閣、二〇一七年）一八五頁。なお、フランス法を素材とするものであるが、組織的契約と配分的正義に着眼してリスク配分に言及するものに、中原太郎「フランスにおける『組織型契約』論の動向」廣瀬久和先生古稀記念『人間の尊厳と法の役割…民法・消費者法を超えて』（信山社、二〇一八）七三頁以下。解除の効果として、委任契約の各

当事者間には原状回復義務を生じさせることになるが(改正前民法五四五条三項、改正法五四五条四項)、契約関係の清算という観点からは不当利得(民法七〇三条、七〇四条)との関係が問題となる。本稿でこの点に触れる余裕はないが、両者の関係につき、近江幸治「民法理論のいま(1)——実務への架橋という課題(1)」判例時報三三九六号(二〇一九年)一一六頁以下は示唆に富んだ問題提起をしている。

(88) 清水建成Ⅱ相澤麻美「企業間における継続的契約の解消に関する裁判例と判断枠組み」判タ一四〇六号(二〇一五年)二九頁以下、松井秀征「継続的契約の解消と補償措置」〈落合誠一先生古稀記念〉『商事法の新しい礎石』(有斐閣、二〇一四年)四三一頁以下など。

(89) 飯村佳夫「継続的取引の中止・解除をめぐる諸問題(上)」NBL二六〇号(一九八二年)四八頁以下、四九頁。

(90) 川越憲治『新版フランチャイズシステムの判例分析』(別冊NBL五六号)(商事法務、二〇〇〇年)二五二頁。

(91) 升田純『現代取引社会における継続的契約の法理と判例』(日本加除出版、二〇一三年)一四〇頁、同「契約自由の原則の下における継続的契約の実務」NBL九九三号(二〇一三年)四六頁以下、五四頁。

(92) 椿久美子「約定解除・解約と契約の終了」NBL一一四三号(二〇一九年)九四頁以下、一〇〇—一〇二頁。

(93) 丸山絵美子「業法中の民事ルールの意義と消費者契約法・民法―特定継続的役務規制を題材に」消費者法研究五号(二〇一八年)一三三頁以下、一三七頁。

(94) 中田裕康「継続的役務提供契約の問題点(上)(中)(下)」NBL五九九号八頁以下、六〇一号三〇頁以下、六〇二号三九頁以下(いずれも一九九六年)(後に同・前掲注(63)『継続的取引の研究』二八八頁以下所収)など。

(95) 本改正の立法担当者による解説として、加藤庸之Ⅱ小泉秀親「改正訪問販売法および改正割賦販売法の概要(1)」(4・完)NBL六六六号一七頁以下、六六八号二四頁以下、六七二号四一頁以下(いずれも一九九九年)など。

(96) 丸山恵美子「継続的役務提供契約の解消に関する一考察(3)」法学六一巻五号(一九九七年)一三七頁以下、一八九頁、同「消費者契約としての継続的役務提供契約の解消―解約の要件・効果と正当化根拠」私法六三号(二〇〇一年)一七一頁以下、一七五頁など。

(97) 中田・前掲注(94)「NBL六〇二号」三九頁以下。

(98) 本文の指摘につき、中田裕康「特定継続的役務提供契約の解除について」クレジット研究二三号(二〇〇〇年)三八頁以下、四一頁(後に同・前掲注(63)『継続的取引の研究』二二八頁以下所収)。総論的考察として、執行秀幸「契約の終了における消費者契約と事業者間契約(上)」NBL一一三三五号(二〇一九年)六一頁以下、岡田希世子「継続的役務提供契約における解除をめぐる問題」宮崎産業大学・経営学論集二七巻四号(二〇一七年)五一頁以下、圓山茂夫「特商法による特定継続的役務提供の規制—中途解約の問題を中心に」法教三二七号(二〇〇七年)九八頁以下など。なお、松本恒雄「サービス契約の法理と課題」法教一八一号(一九九五年)六五頁以下、同「継続的役務取引と中途解約」法セミ四六二号(一九九三年)六頁以下参照。

(99) 難波讓治「継続的契約の解消と損害賠償」NBL一一三九号(二〇一九年)九四頁。

(100) 林紘司「企業間提携契約における違約金条項の意義について」判タ一四〇四号(二〇一四年)五六頁以下。

(101) 福永政彦「継続的取引契約の解除と損害賠償」判タ四九六号(一九八三年)三三頁以下、三六頁。特約店契約などにおいては、投資回収の利益、在庫残存によって損害を被らない利益、失われる顧客に対する利益が挙げられる。

(102) 荒木新五「継続的取引関係の態様とその解消(2)」債権管理二九号(一九九〇年)一五頁以下など。

(103) 石井教文「継続的取引の解消と損害賠償責任」法時六九巻三号(一九九七年)八三頁以下、八六頁

(104) 松井・前掲注(88)四五六頁以下、難波・前掲注(99)一〇〇頁。

(105) 長谷川・前掲注(9)二八一—二八五頁および長谷川・前掲注(17)七一八頁で簡単な検討を行ったが、改正法六五一条と改正法五四一条との関係を考えるうえでは、効果論、とりわけ契約関係の清算という観点から、原状回復義務の内容、損害賠償の可否との関係などに踏み込んで、更に検討を加える必要があるように思われる。この点は、今後の課題としておきたい。

